

郡山市職員等の旅費取扱規則をここに公布する。

令和7年12月16日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第59号

郡山市職員等の旅費取扱規則

郡山市職員等の旅費取扱規則(昭和40年郡山市規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市職員等の旅費に関する条例(令和7年郡山市条例第41号。以下「条例」という。)の規定に基づき、旅費の取扱いにつき必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(旅行役務提供者等)

第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者
- (5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者(本市との契約によりカード等(同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。)を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。)

2 条例第2条第9号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)

第4条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第15条、第17条第1項及び第18

条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、条例第21条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び自家用自動車移動に係るものを除いたその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び家族移転費（自家用自動車移動に係るもの及び宿泊手當に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第12条、第13条、第15条、第16条及び第17条第1項並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額  
(旅費額を喪失した場合における旅費)

第5条 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 条例第3条第7項により旅費の支給を受けた者の責めに帰すことができない交通機関等の事故  
(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に認めたもの

2 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額  
(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額  
(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項)

第6条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地及び旅行期間とする。

2 旅行命令簿には、前項に定める事項のほか、職員の所属名、住所又は居所、職名及び氏名を記載又は記録するものとする。

3 旅行依頼簿には、第1項に定める事項のほか、旅行者の所属団体又は所属名、役職又は職名及び氏名を記載又は記録するものとする。  
(旅行命令等の変更の申請)

第7条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(鉄道賃に係る鉄道)

第8条 条例第8条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの  
(船賃に係る船舶)

第9条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。  
(航空賃に係る航空機)

第10条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。  
(車賃)

第11条 条例第11条第5号に規定する規則で定める額は、37円とする。  
(宿泊手当の調整)

第12条 条例第14条に規定する規則で定める場合は、支給する宿泊費又は包括宿泊費について、次の各号に該当する場合とする。この場合において支給する宿泊手当は、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 条例第14条に規定する額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 条例第14条に規定する額の3分の1の額

2 前項の規定にかかわらず、移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、条例第14条に規定する額を支給する。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。  
（転居費の算定方法等）

第13条 条例第15条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として別に定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（退職者等の旅費の細則）

第14条 条例第18条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（市長等であった場合は、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費  
(遺族等の旅費の細則)

第15条 条例第19条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
    - ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
    - イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
  - (2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第8号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。  
(旅費請求書に添付する書類)

第16条 条例第25条第1項に規定する必要な資料の種類は、旅行を命令した旅行命令簿のほか、旅行に要した費用を証明できる書類もしくはその支払いを証明できる書類とする。

- 2 旅行命令権者及び支出者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。
- 3 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出者等は、旅行者に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。  
(旅費の精算に係る期間)

第17条 条例第25条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

- 2 条例第25条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。  
(給与の種類)

第18条 条例第25条第5項及び第26条第3項に規定する給与の種類は、郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号。以下「給与条例」という。）に規定する給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第19条 旅行者が給与条例第14条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であ

って、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(勤務地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第20条 勤務地（旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「勤務地等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、勤務地等以外の地から目的地に至る旅費の額と勤務地等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から勤務地以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務地以外の地に至る旅費の額と旅行地から勤務地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(年度経過等による区分)

第21条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### (郡山市財務規則の一部改正)

2 郡山市財務規則（昭和40年郡山市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表第3（第53条—第54条、第55条関係） (その1) 支出負担行為の整理区分等及び支出命令に必要な書類							別表第3（第53条—第54条、第55条関係） (その1) 支出負担行為の整理区分等及び支出命令に必要な書類						
説明区分 及び事由	手 続	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支 出 負 担 行 为 に 必 要 な 主 な 書 類	支 出 命 令 書 に 必 要 な 主 な 書 類	摘要	説明区分 及び事由	手 続	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支 出 負 担 行 为 に 必 要 な 主 な 書 類	支 出 命 令 書 に 必 要 な 主 な 書 類	摘要
(略)							(略)						
8 旅費	支 出	支出決定	支出命令を発	支 出 す	郡山市職員等	(略)	8 旅費	支 出	支出決定	支出命令を発	支 出 す	郡山市職員等の	(略)
負 担 の と き		したとき		る額	の 旅 費 に 関 す		負 担 の と き	したとき		る額	旅 費 に 関 す る 条 例 (昭和40年郡		
行 为					る 条 例 (令和)		行 为						

兼 支 出 命 令			7年郡山市条 例第41号) 等 に定める証明 書 旅行命令 書 旅行依頼 書		兼 支 出 命 令			山市条例第31号 ) 等に定める証 明書 旅行命令 書 旅行依頼書
(略)					(略)			

備考 (略)  
(その2) (略)

備考 (略)  
(その2) (略)

(郡山市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

3 郡山市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年郡山市規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の支給)</p> <p>第24条 条例第20条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給に ついては、<u>郡山市職員等の旅費に関する条例（令和7年郡山市条例第41 号）</u>の定めるところによる。</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第24条 条例第20条第1項の規定により出頭した者に対する旅費の支給に ついては、<u>郡山市職員等の旅費に関する条例（昭和40年郡山市条例第31 号）</u>の定めるところによる。</p>